

貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則(平成18年貝塚市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、地球温暖化の防止及び災害に強いまちづくりの推進を目的として、住宅用省エネルギー設備(以下「省エネルギー設備」という。)を設置した者に対して交付する貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が所有し、貝塚市(以下「市」という。)の区域内にある住宅(新築住宅及び店舗等の併用住宅(住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上あること。))を含む。)に第3条に規定する設備の要件を満たす省エネルギー設備を設置し、又は建売住宅供給者等から同条に規定する設備の要件を満たす省エネルギー設備が設置された住宅(以下「建売住宅」という。)を購入した者であること。
- (2) 補助対象者は、補助金の交付の申請時において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (4) 同一の住宅において、住宅用省エネルギー設備又は同様の設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる省エネルギー設備は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置された設備(以下「住宅用太陽光発電システム等」という。)

ア 太陽光発電システム

- (ア) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けたもの又は同等の認証を受けたと市長が認めるものであること。
- (イ) 住宅の屋根等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。
- (ウ) 電力会社と電力需給契約を締結していること。
- (エ) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満(増設時は既設分を含む。)であること。
- (オ) 未使用品であること。

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

- (ア) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けたもの又は同等の認証を受けたと市長が認めるものであること。
- (イ) 定置型で太陽光発電システムと連帯していること。
- (ウ) 未使用品であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「家庭用燃料電池システム」という。）

ア 市長が認める事業者が取り扱う自立運転機能付き家庭用燃料電池システムの機種であること。

イ 未使用品であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で市長が定める額とし、次の各号に定める額を上限とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム等 4万円

(2) 家庭用燃料電池システム 2万円

2 補助金の交付は、前条各号について1補助対象者当たり1回を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助対象者は、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 省エネルギー設備を設置した住宅の付近見取図

(2) 省エネルギー設備の設置に係る領収書及び内訳明細書の写し

(3) 省エネルギー設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類

(4) 省エネルギー設備の竣工検査の試験記録書の写し

(5) 省エネルギー設備の設置状況を示すカラー写真

(6) 補助対象者が属する世帯全員の住民票の写し（省エネルギー設備を設置した住宅の所在地のものであり、交付申請日の直近3か月以内に取得したもの）

(7) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していないことの証明書（様式第2号。交付申請日の直近1か月以内に取得したもの）

(8) 土地家屋名寄帳の写し又は建物登記簿の全部事項証明書（既存の住宅に限る。）

(9) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（新築住宅又は建売住宅に限る。）

(10) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（住宅用太陽光発電システム等に限る。）

(11) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる省エネルギー設備の区分に応じ、当該各号に定める日以降において、同日が属する年度の市長が別に定める期間に申請しなければならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム等 電力会社との電力受給契約を開始した日

(2) 家庭用燃料電池システム 前項第2号の領収書に記載する領収日

3 第1項の規定による申請は、先着順に受付するものとし、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請の受付を停止するものとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市住宅用省エネルギ

一設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。
（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 省エネルギー設備を善良に管理し、居住する住宅における効率的な運用を図ること。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金取下書（様式第5号）を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

（変更等の承認）

第9条 補助対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更により補助金の交付決定額を増額することはできない。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定取消通知書（様式第8号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告及び確定通知の特例）

第10条 規則第12条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第14条に規定する確定通知については、第6条に規定する交付決定通知書をもって当該確定通知があったものとみなす。

（交付の請求）

第11条 補助対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金返還命令書（様式第 10 号）により、補助対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 14 条 補助対象者は、第 12 条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 12 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 15 条 市長は、補助対象者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合又は省エネルギー設備を設置した日から起算して 6 年経過した場合は、この限りでない。

(書類の保存)

第17条 補助対象者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(協力)

第18条 市長は、補助対象者に対して、必要に応じて次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 地球温暖化防止に関する取り組みへの参加

(2) その他市長が必要があると認める事項

(確認及び検査)

第19条 市長は、補助対象者に対し、省エネルギー設備の使用状況、帳簿、書類その他必要な事項について調査し、又は検査することができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度の補助金の交付申請に限り、第3条第2号アの規定中「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」とあるのは「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金又は平成28年度民生用燃料電池導入支援補助金」と、第5条第2項の規定中「完了日が属する年度」とあるのは「完了日が属する年度（完了日が属する年度が平成28年度の場合は平成29年度）」と読み替えて適用する。

附 則（平成30年4月17日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年4月16日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。